

時事報

此限ニアラズ

明治二十年五月二十四日止ス

明治二十年三月十二日、遞信大臣樺本武揚

明治十九年當省令第十九號船燈信號器製造販賣規則中

船燈ニ關スル事務ハ東京府下ニ限リ監視廳ノ主管ニ屬

斯ノ東京府令第十一號

小學校ト均シキ普通教育ヲ兒童ニ施スヘキ私立學校ナ

設置セント欲スルモノハ豫メ其旨趣及位置ヲ記載シ區

ハ區長郡ハ巨長並郡長サ經テ當廳ノ認可ヲ經ヘシ

明治二十年三月十二日 東京府知事高崎五六

○警視廳告示第三號

板木縣下那須郡豐原村及ヒ下都賀郡平和村寒川郡寒川

村迫田村ニ於テ馬匹鼻疽及ヒ皮疽病ニ罹リモノアリ

埼玉縣下大里郡萬吉村外一箇村ニ於テモ同病アル旨通

知アリ又府下芝區三田四國町ニ於テ馬一頭急重症疾患

ニ罹リ斃死ノ旨届出タリ馬匹飼養者ハ此際豫防方注意

スヘシ

明治二十年三月十二日 警視總監三島通庸

○歲入歲出川納規則の儀に付し照會

入歲出川納規則及歲入取扱順序中疑義の底ニ付する四日兵庫縣より識

定丁せざるものあるときは却勘第七十七條及順序第七條に據り其報告書

を製し送達すべき答の處置第五期は處分並限内に係り第六期の如きは

第一項官機あるときは微積額に於て減額報告すべしと回答ありたり

さや(二)歲入歲出川納規則第廿三號甲款式即會計年度内徵收未濟額告

入歲出川納規則前不報告時に官機開拓會計年度内歲入の徵收を

併記し備考欄内に官機の事由を記載すべきと照會ありあり云々

日本大藏省主計局より第一項始租第五期分とも未濟報告書中に算入すべし

新制限會計年度以後に於けるべき前規則等に據る起はば如何取扱ふべ

スヘシ

明治二十年三月十二日 警視總監三島通庸

○獻榜體に係る通牒

基於(故)傳達の際將事由を尋ねはせしも更に櫻井相知れざる由回答あり云々

と西班牙領公使ラヴァット氏より外國者(通牒ありたり)

(以上本年三月十二日音報)

通俗學藝志林第九號

官報

此限ニアラズ

明治二十年五月二十四日止ス

明治二十年三月十二日、遞信大臣樺本武揚

明治十九年當省令第十九號船燈信號器製造販賣規則中

船燈ニ關スル事務ハ東京府下ニ限リ監視廳ノ主管ニ屬

十餘里の甲州街道

り其筋へ若干の補

助を與へる事無

事無

此限ニアラズ

明治二十年五月二十四日止ス

明治二十年三月十二日、遞信大臣樺本武揚

明治十九年當省令第十九號船燈信號器製造販賣規則中

船燈ニ關スル事務ハ東京府下ニ限リ監視廳ノ主管ニ屬

斯ノ東京府令第十一號

小學校ト均シキ普通教育ヲ兒童ニ施スヘキ私立學校ナ

設置セント欲スルモノハ豫メ其旨趣及位置ヲ記載シ區

ハ區長郡ハ巨長並郡長サ經テ當廳ノ認可ヲ經ヘシ

明治二十年三月十二日 東京府知事高崎五六

○警視廳告示第三號

板木縣下那須郡豐原村及ヒ下都賀郡平和村寒川郡寒川

村迫田村ニ於テ馬匹鼻疽及ヒ皮疽病ニ罹リモノアリ

埼玉縣下大里郡萬吉村外一箇村ニ於テモ同病アル旨通

知アリ又府下芝區三田四國町ニ於テ馬一頭急重症疾患

ニ罹リ斃死ノ旨届出タリ馬匹飼養者ハ此際豫防方注意

スヘシ

明治二十年三月十二日 警視總監三島通庸

○歲入歲出川納規則の儀に付し照會

入歲出川納規則及歲入取扱順序中疑義の底ニ付する四日兵庫縣より識

定丁せざるものあるときは却勘第七十七條及順序第七條に據り其報告書

を製し送達すべき答の處置第五期は處分並限内に係り第六期の如きは

第一項官機あるときは微積額に於て減額報告すべしと回答ありたり

さや(二)歲入歲出川納規則第廿三號甲款式即會計年度内徵收未濟額告

入歲出川納規則前不報告時に官機開拓會計年度内歲入の徵收を

併記し備考欄内に官機の事由を記載すべきと照會ありあり云々

日本大藏省主計局より第一項始租第五期分とも未濟報告書中に算入すべし

新制限會計年度以後に於けるべき前規則等に據る起はば如何取扱ふべ

スヘシ

明治二十年三月十二日 警視總監三島通庸

○獻榜體に係る通牒

基於(故)傳達の際將事由を尋ねはせしも更に櫻井相知れざる由回答あり云々

と西班牙領公使ラヴァット氏より外國者(通牒ありたり)

(以上本年三月十二日音報)

通俗學藝志林第九號

官報

此限ニアラズ

明治二十年五月二十四日止ス

明治二十年三月十二日、遞信大臣樺本武揚

明治十九年當省令第十九號船燈信號器製造販賣規則中

船燈ニ關スル事務ハ東京府下ニ限リ監視廳ノ主管ニ屬

斯ノ東京府令第十一號

小學校ト均シキ普通教育ヲ兒童ニ施スヘキ私立學校ナ

設置セント欲スルモノハ豫メ其旨趣及位置ヲ記載シ區

ハ區長郡ハ巨長並郡長サ經テ當廳ノ認可ヲ經ヘシ

明治二十年三月十二日 東京府知事高崎五六

○警視廳告示第三號

板木縣下那須郡豐原村及ヒ下都賀郡平和村寒川郡寒川

村迫田村ニ於テ馬匹鼻疽及ヒ皮疽病ニ罹リモノアリ

埼玉縣下大里郡萬吉村外一箇村ニ於テモ同病アル旨通

知アリ又府下芝區三田四國町ニ於テ馬一頭急重症疾患

ニ罹リ斃死ノ旨届出タリ馬匹飼養者ハ此際豫防方注意

スヘシ

明治二十年三月十二日 警視總監三島通庸

○獻榜體に係る通牒

基於(故)傳達の際將事由を尋ねはせしも更に櫻井相知れざる由回答あり云々

と西班牙領公使ラヴァット氏より外國者(通牒ありたり)

(以上本年三月十二日音報)

此限ニアラズ

明治二十年五月二十四日止ス

明治二十年三月十二日、遞信大臣樺本武揚

明治十九年當省令第十九號船燈信號器製造販賣規則中

船燈ニ關スル事務ハ東京府下ニ限リ監視廳ノ主管ニ屬

斯ノ東京府令第十一號

小學校ト均シキ普通教育ヲ兒童ニ施スヘキ私立學校ナ

設置セント欲スルモノハ豫メ其旨趣及位置ヲ記載シ區

ハ區長郡ハ巨長並郡長サ經テ當廳ノ認可ヲ經ヘシ

明治二十年三月十二日 東京府知事高崎五六

○警視廳告示第三號

板木縣下那須郡豐原村及ヒ下都賀郡平和村寒川郡寒川

村迫田村ニ於テ馬匹鼻疽及ヒ皮疽病ニ罹リモノアリ

埼玉縣下大里郡萬吉村外一箇村ニ於テモ同病アル旨通

知アリ又府下芝區三田四國町ニ於テ馬一頭急重症疾患

ニ罹リ斃死ノ旨届出タリ馬匹飼養者ハ此際豫防方注意

スヘシ

明治二十年三月十二日 警視總監三島通庸

○獻榜體に係る通牒

基於(故)傳達の際將事由を尋ねはせしも更に櫻井相知れざる由回答あり云々

と西班牙領公使ラヴァット氏より外國者(通牒ありたり)

(以上本年三月十二日音報)

此限ニアラズ

明治二十年五月二十四日止ス